

平成 2 4 年 9 月 1 1 日

第 3 回 廿 日 市 市 議 会 議 案 説 明 書

(第 3 回 定 例 会)

廿 日 市 市

第3回廿日市市議会議案説明書目次

報告第13号	専決処分事項の報告について	1
議案第64号	廿日市市防災会議条例及び廿日市市災害対策本部条例の一部を改正する条例	3
議案第65号	廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例	5
議案第68号	工事請負契約の締結について	7
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	9

(報告第13号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(児 童 課)

1 専決処分した理由

平成24年6月12日平良保育園で、保育中の園児が当該保育園に隣接する駐車場に駐車してある車両にフェンス越しに砂をかけたことにより、当該車両の後部に傷が生じた。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 120,342円

3 専決処分年月日

平成24年7月19日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第4号 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

5 参照法令

国家賠償法

第1条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

(議案第 6 4 号)

廿日市市防災会議条例及び廿日市市災害対策本部条例の一部
を改正する条例

(危機管理課)

1 改正の理由

災害対策基本法の一部が改正され、防災会議及び災害対策本部の役割が見直されたことなどに伴い、廿日市市防災会議の所掌事務及び委員の構成を見直し、当該会議の委員の数の上限を変更するなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 廿日市市防災会議条例の一部改正

ア 防災会議の所掌事務とされていた災害発生時の情報収集について、災害対策本部において一元的に行うことが効果的であるとされたことから、当該事務を削除する。

イ 防災に関する重要事項の審議及び当該重要事項に関して市長に意見を述べることを、新たに所掌事務として追加する。

ウ 防災会議の委員として自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者を追加することなどにより、防災会議の委員の数の上限を 40 人から 50 人に改める。

エ その他必要な規定の整理を行う。

(2) 廿日市市災害対策本部条例の一部改正

引用条項の整理を行う。

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

災害対策基本法

第 16 条

⑥ 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及

び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第2項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約）で定める。

(議案第 6 5 号)

廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例

(消 防 本 部)

1 提案の要旨

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、次のとおり対象火気設備等に関する規定を改正しようとするものである。

- (1) 対象火気設備等の種類に、電気自動車の充電に用いる急速充電設備（全出力 20 キロワット以下のもの及び 50 キロワットを超えるものを除く。）を追加する。
- (2) (1)の急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する基準の細目を規定する。
- (3) その他必要な規定の整理を行う。

2 施行期日

平成 24 年 12 月 1 日

3 根拠法令

消防法

第 9 条 かまど、風呂場その他火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理、こんろ、こたつその他火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いその他火の使用に関し火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い市町村条例でこれを定める。

(議案第 6 8 号)

工事請負契約の締結について

(契 約 課)

1 提案の要旨

廿日市市深江一丁目、深江二丁目及び深江三丁目地内において施工する深江雨水幹線築造工事の請負契約を締結しようとするものである。

2 請負契約の内容

(1) 工事内容 深江雨水幹線築造工事

雨水管路施設工

工事延長 4 8 1 メートル

推進工 内径 1, 6 5 0 ミリメートル

特殊人孔工 2 基

(2) 請負金額 3 5 5, 3 2 0, 0 0 0 円

(3) 請 負 者 大豊建設・広島ガステクノ・サービス共同企業体

代表者 広島市中区大手町五丁目 3 番 1 8 号

大豊建設株式会社広島支店

支店長 仲 川 潤

構成員 廿日市市木材港南 1 2 番 2 0 号

広島ガステクノ・サービス株式会社廿日市営業所

営業所長 兼 榊 忠 義

(4) 工 期 議決の日の翌日から

平成 2 6 年 3 月 1 4 日まで

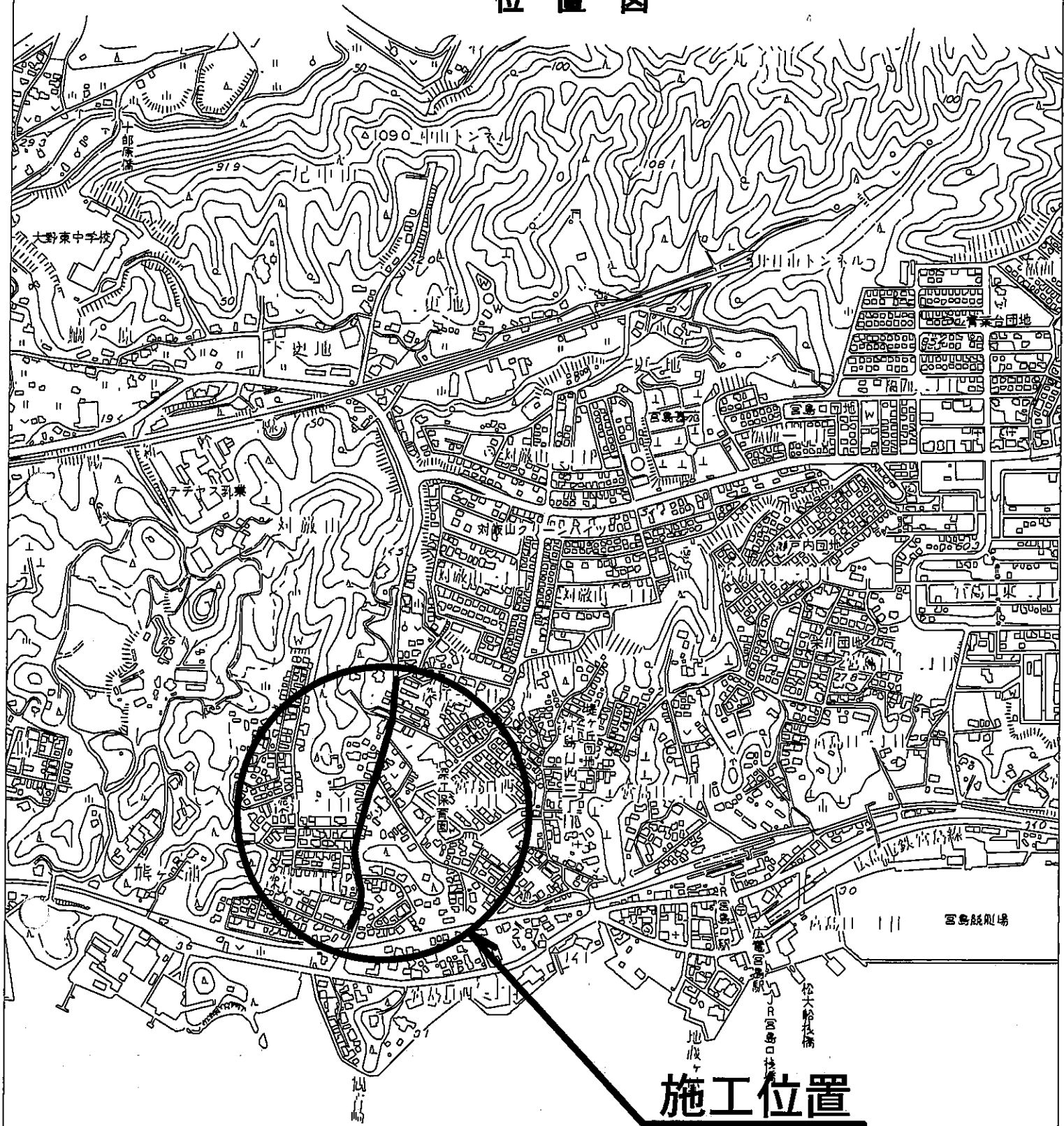
3 根拠法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5, 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負とする。

深江雨水幹線築造工事

位置図



(諮問第 1 号)

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(人権・男女共同推進課)

1 提案の要旨

(1) 藤咲俊昭委員及び星野弥生委員は、平成24年12月31日をもって任期が満了するので、その後任委員を推薦しようとするものである。

(2) 後任委員

藤 咲 俊 昭 (再任)

星 野 弥 生 (再任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

貸 川 奈智枝

井 上 太三郎

西 本 タツ子

市 里 尚 弘

兒 玉 宣 明

原 いち代

山 中 攻 治

藤 山 節 子

前 田 幸 子

石 社 京 子

新 居 克 己

青 木 敬 子

藤 咲 俊 昭

星 野 弥 生

宮 本 守

岡 崎 和 生

佐々木 三 郎

2 根拠法令

人権擁護委員法

第6条

- ③ 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

